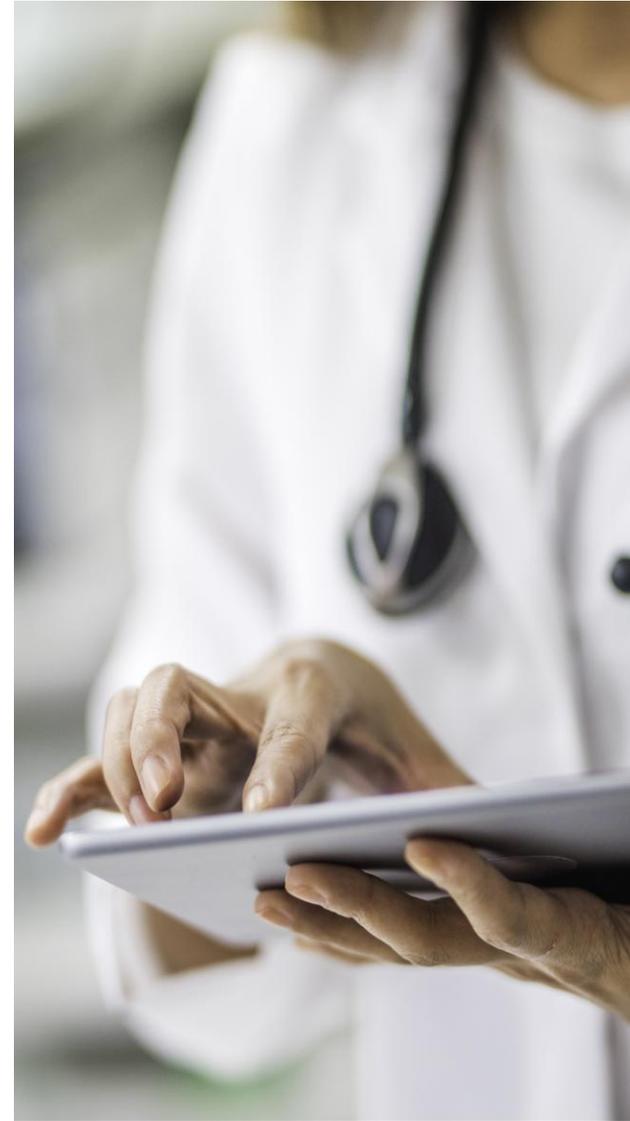


# 第11回 一般外来勉強会

- ・ 前回のQ&Aの振り返り
- ・ 本日のテーマ【終夜睡眠ポリグラフィー検査と在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料（CPAP）】
- ・ 質疑応答



## 前回の勉強会【在宅自己注射指導管理料】の質問の振り返り①

Q. 初診時に算定不可とありますが、他の病院で在宅自己注射を行っていた患者が転院してきた場合の初診時には在宅自己注は算定可能ですか？

A. 算定可能（コメント必要）

Q. 他院から紹介で転院された方で、前医院でその月に管理料を算定している場合は当医院では管理料算定できないのか。

A. 不可

## 前回の勉強会【在宅自己注射指導管理料】の質問の振り返り②

Q. 他院で教育入院して、当院に転院してきた患者さまは初診時から在宅自己注射指導管理料と導入初期加算は算定できるか

A. 算定可能（コメント必要）

Q. エピペンの処方をお願いされるがコメントが必要か

A. コメントは特に必要ない

# 終夜睡眠ポリグラフィー検査と 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料（CPAP）

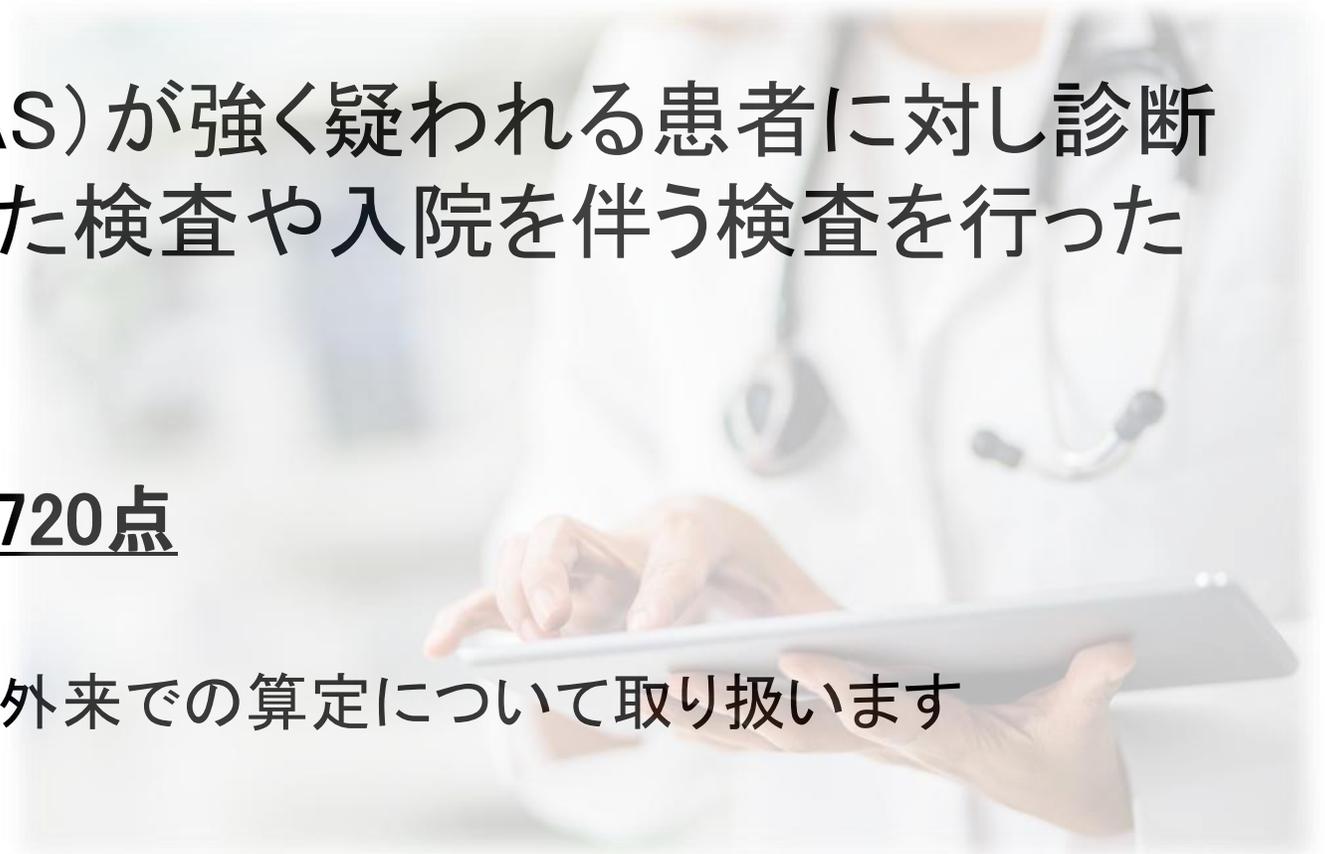


## D237 終夜睡眠ポリグラフィー検査(+脳波検査判断料2 180点)

⇒睡眠時無呼吸症候群(SAS)が強く疑われる患者に対し診断の目的で携帯用装置を使った検査や入院を伴う検査を行った場合に算定

### 1 携帯用装置を使用した場合 720点

※本日の勉強会では主に外来での算定について取り扱います



# C107-2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料

## 1 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 1 2250点

対象患者：

- ア 慢性心不全患者のうち、医師の診断により、NYHA（心疾患の重症度）Ⅲ度以上であると認められ、睡眠時にチェーンストークス呼吸がみられ、無呼吸低呼吸指数が20以上であることが睡眠ポリグラフィー上確認されているもの
- イ 持続陽圧呼吸（CPAP）療法を実施したにもかかわらず、無呼吸低呼吸指数が15以下にならない者に対してASV療法を実施したもの

## 2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 2 250点



# 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 2 の対象患者

- ア 慢性心不全患者のうち、医師の診断により、NYHAⅢ度以上であると認められ、睡眠時にチェーンストークス呼吸がみられ、無呼吸低呼吸指数が20以上であることが睡眠ポリグラフィ上確認されているもので、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 1 の対象患者以外にASV療法を実施した場合
- イ 心不全である者のうち、日本循環器学会・日本心不全学会による ASV 適正使用に関するステートメントに留意した上で、ASV療法を継続せざるを得ない場合
- ウ 以下の(イ)から(ハ)までの全ての基準に該当する患者。ただし、無呼吸低呼吸指数が40以上である患者については、(ロ)の要件を満たせば対象患者となる。
  - (イ) 無呼吸低呼吸指数（1時間当たりの無呼吸数及び低呼吸数をいう。）が20以上
  - (ロ) 日中の傾眠、起床時の頭痛などの自覚症状が強く、日常生活に支障を来している症例
  - (ハ) 睡眠ポリグラフィ上、頻回の睡眠時無呼吸が原因で、睡眠の分断化、深睡眠が著しく減少又は欠如し、持続陽圧呼吸療法により睡眠ポリグラフィ上、睡眠の分断が消失、深睡眠が出現し、睡眠段階が正常化する症例

# 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2の算定時に必要なコメント

850100143 一連の治療期間における初回の指導管理年月日（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料）；  
→（元号）yy年mm月dd日

842100047 直近の無呼吸低呼吸指数（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料）；  
→AHIを記載。1回目は次項目と一致させる。

830100099 睡眠ポリグラフィー上の所見（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料）；  
→終夜睡眠ポリグラフィー検査実施時のAHI指数必須

850100144 睡眠ポリグラフィー実施年月日（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料）；（元号）yy年mm月dd日

830100100 算定日の自覚症状（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料）；1回目 夜中に何度も覚醒する 等  
2回目以降 よく眠れるようになった 等

830100101 療法の継続が可能であると認める理由（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料）；日中の眠気が改善等

## 遠隔モニタリング加算 150点

使用時間等の着用状況、無呼吸低呼吸指数等がモニタリング可能な情報通信機器を活用して、定期的なモニタリングを行った上で、状況に応じ、療養上必要な指導を行った場合又は患者の状態を踏まえた療養方針について診療録に記載した場合に、2月を限度として来院時に算定できる。

コメント必須：

850100145 遠隔モニタリング加算  
(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料)  
前回算定年月；(元号) yy年mm月



## C165 在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算

- 1 ASVを使用した場合 3750点
  - 2 CPAPを使用した場合 960点
- ・3月に3回まで算定（1回で3月分まで請求可能）
    - 820100122 当月分
    - 820100123 翌々月分
    - 820100124 翌月分
    - 820100125 前月分
    - 820100126 前々月分

## C171-2 在宅持続陽圧呼吸療法材料加算 100点

- ・3月に3回まで算定（1回で3月分まで請求可能）
  - 請求月コードは同上



\*ご清聴ありがとうございました\*

ご質問・ご相談等ございましたら  
お申込みメールアドレスへご連絡ください



[info@medical-takt.com](mailto:info@medical-takt.com)

次回の勉強会  
6月24日(火) 13:00~

